

■要安全確認計画記載建築物(第1次緊急輸送道路沿道の通行障害既存不適格建築物)における耐震診断の結果の公表

No.	建築物の名称		建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施予定時期	
1	佛庄ビル		白子駅前3000番地47	店舗事務所	③一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_S/I_{S0}=0.941$ $C_T \cdot S_D=0.571$	-	-	
2	鈴鹿ビルA館		神戸一丁目21番30号	事務所	①一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	$I_S/I_{S0}=1.10$	-	-	$I_{S0}=0.8$
3	鈴鹿ビルB館		神戸一丁目21番30号	通信施設事務所	②一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_S/I_{S0}=1.53$ $C_T \cdot S_D=0.85$	-	-	
4	CAR GALLERY YOSHIZAWA		南玉垣町字玉垣 7197, 7198番の一部	店舗事務所	③一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	$I_S/I_{S0}=0.530$ $C_T \cdot S_D=0.344$	-	-	
5	アジアグランドハイツ2	9~10F	自由ヶ丘一丁目17番1号	共同住宅 社会福祉施設	③一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	$I_S/I_{S0}=1.015$ $C_T \cdot S_D=0.637$	-	-	
		1~8F			④一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	$I_S/I_{S0}=0.505$ $C_T \cdot S_D=0.263$			

■附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全評価

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
①	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$
②	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_S/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$
				$1.25 < C_T \cdot S_D$
③	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)(2017年版)	$I_S/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
④	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	左右以外の場合	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合		$1.0 \leq I_S/I_{S0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$

I : 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。  
 II : 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。  
 III : 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。